

医療生協さいたま 所沢診療所

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合（以下「事業者」という。）が開設する所沢診療所 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 結（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 所沢診療所 通所リハビリテーション 結
- （２）所在地 〒359-1143 埼玉県所沢市宮本町2-23-34

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （１）医師 2人以上（常勤・うち1人は管理者兼務）
医師は、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- （２）従業者
 - ◆リハビリテーション職員（理学療法士、作業療法士等） 1人以上
理学療法士、作業療法士等は、通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供する。
 - ◆看護職員（看護師等） 1人以上（本体施設との兼務を含む）
看護職員は、利用者の健康管理及び看護業務を行う。
 - ◆介護職員（介護福祉士、初任者研修修了者等） 1人以上
介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。
 - ◆運転職員 適当数
運転職員は、利用者の住まい⇄事業所間の送迎全般を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日 月曜日から土曜日及び祝日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- （２）営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、土曜日は午前8時30分から午後1時までとする。
- （３）サービス提供時間
 - 1単位目 午前9時から午前12時30分までとする。
 - 2単位目 午後1時30分から午後4時30分までとする。

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1単位目 30人、2単位目 30人とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- （１）健康状態チェック
- （２）送迎
- （３）リハビリマネジメント（介護給付・介護予防給付）
- （４）短期集中個別リハビリ（介護給付）
- （５）生活行為向上リハビリ（介護給付・介護予防給付）
- （６）科学的介護推進体制（介護給付・介護予防給付）

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、所沢市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （１）主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- （２）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- （３）体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- （４）複数の利用者が同時にサービスを利用するため、他利用者の迷惑にならないようにする。
- （５）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、午前利用の場合はサービス利用当日の午前8時30分まで、午後利用の場合はサービス利用当日の午前12時30分までに、当事業所へ連絡する。
- （６）サービス利用日の変更を希望する場合は、早めに相談する。
- （７）所持品は自己の責任で管理する。
- （８）施設内の設備は、用法にしたがって利用する。
- （９）全館禁煙のため、喫煙を禁止する。
- （１０）送迎サービスは、利用者の住まいと事業所間のみのため、途中乗車・下車、

利用者の住まい以外への送迎は実施しない。

- (11) 台風、積雪その他の異常気象時、インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症蔓延時、施設の保守管理時等で臨時に休業することがあります。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国

民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第 13 条 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第 14 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療生協さいたま個人情報保護方針（別紙）」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2015年12月1日から施行する。

この規程は、2016年3月1日から施行する。

この規程は、2016年6月1日から施行する。

この規程は、2017年7月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2018年7月1日から施行する。

この規程は、2019年7月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2022年7月1日から施行する。

この規程は、2024年6月1日から施行する。

この規程は、2026年7月1日から施行する。